

地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業支援金交付要綱

制定 令和 7 年 5 月 12 日付 7 保医医政第 2 0 6 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、病院に対し、地域医療確保緊急支援事業実施要綱（令和 7 年 3 月 27 日付 6 保医医政第 2207 号。以下「実施要綱」という。）で定める事業について、東京都が予算の範囲内で支援金を交付することにより、都民を支える地域医療を確保すること、並びに東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び「東京都補助金等交付規則の施行について」（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところにより、事業の適切な施行を図ることを目的とする。

(交付対象)

第 2 条 本要綱に定める支援金の交付を受けることができる者は、実施要綱第 2 の 2 に掲げる者とする。

2 次に掲げる団体は、本要綱に基づく支援金の交付の対象としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- 二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(交付対象期間)

第 3 条 本要綱に定める支援金の交付対象期間は、令和 7 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの次の期間とする。

- 1 第 1 四半期 4 月 1 日から 6 月 30 日まで
- 2 第 2 四半期 7 月 1 日から 9 月 30 日まで
- 3 第 3 四半期 10 月 1 日から 12 月 31 日まで
- 4 第 4 四半期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(支援金の交付額)

第 4 条 支援金の額は、交付対象期間ごとに次の表に掲げる金額とする。算定方法に基づき算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

基準額	算 定 方 法
1 日 1 人当たり 580 円	基準額に交付対象期間の延べ入院患者数を乗じて得た額

(交付申請及び実績報告)

第 5 条 本支援金の交付を受けようとする者（以下「申請事業者」という。）は、第 1 四半期から第 3 四半期分について、「地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業支援金

交付申請書兼実績報告書」(別記第1号様式)(以下「交付申請書兼実績報告書」という。)を記入の上、知事が定める期日までに申請を行うものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により申請事業者から交付申請書兼実績報告書に係る申請があった場合において、申請内容を適正と認めたときは、支援金の交付決定及び交付すべき額の確定を行い、申請事業者に通知するものとする。

なお、適正な交付を行うため知事が必要と認めるときは、交付申請書兼実績報告書に係る事項につき修正を加えて、交付決定及び額の確定をすることができるものとする。

(第4四半期分の交付申請)

第7条 申請事業者は、第4四半期分について、「地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業支援金交付申請書」(別記第2号様式)(以下「交付申請書」という。)を記入の上、知事が定める期日までに申請を行うものとする。

(第4四半期分の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定により申請事業者から交付申請があった場合において、申請内容を適正と認めたときは、支援金の交付決定を行い、申請事業者に通知する。

なお、適正な交付を行うため知事が必要と認めるときは、交付申請書に係る事項につき修正を加えて、交付決定をすることができるものとする。

(第4四半期分の実績報告)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた申請事業者は、知事が定める期日までに「地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業支援金実績報告書」(別記第3号様式)(以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

(第4四半期分の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績の報告があったときは、実績報告書を審査し、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、交付対象事業者に通知する。

なお、交付決定額を超えて額の確定を行うことはできない。

(申請の撤回等)

第11条 申請事業者は、第6条又は第8条の規定による支援金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

2 第5条に定める交付申請書兼実績報告書、第7条に定める交付申請書又は第9条に定める実績報告書(以下「申請書等」という。)を受け付けた後、申請書等に不備があった、必要な書類が提出されなかった、事実と異なることが判明した等の場合で、申請事業者に対して必要な補正を求めたにもかかわらず、その日から14日以内に補正が行われなかった場合は、第1項による申請の撤回があったものとみなす。

3 第6条又は第8条の規定による交付決定を行った後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、都が確認又は連絡を行ったにもかかわらず、

当該振込不能の状態が 14 日間継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、第 1 項による申請の撤回があったものとみなす。

- 4 前 3 項の規定による申請の撤回があったときは、当該申請に係る支援金の交付決定は行われなかったものとみなす。

（交付の条件）

第 12 条 この事業により支援金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して支援金等の交付を受けてはならない。

- 2 申請事業者は、第 5 条及び第 7 条の規定により交付申請を行う場合、都が別途行う「地域医療に関する調査」への協力に同意するものとする。

（支援金の支払）

第 13 条 知事は、申請事業者に対する支援金の第 1 四半期から第 3 四半期分について、第 6 条で額を確定した後、速やかに交付するものとする。

また、知事は、申請事業者に対する支援金の第 4 四半期分について、支援金交付決定後、交付決定額のうち 7 割を概算払により交付し、残額（第 10 条で確定した額から概算払により交付した額を差し引いた額）を精算払により交付することとする。

なお、第 10 条で確定した額が概算払額を下回った場合、申請事業者は速やかに差額を返納するものとする。

（精算）

第 14 条 申請事業者が、第 10 条の額の確定通知を受領したときは、「地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業支援金精算報告書」（別記第 4 号様式）を知事に提出し、速やかに支援金を精算しなければならない。

（決定の取消し）

第 15 条 知事は、本要綱に定める支援金の交付を受けた後に、申請事業者が偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたことが明らかとなった場合又は申請事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至った場合、交付決定の全部又は一部を取り消す。

- 2 知事は、本要綱に定める支援金の交付を受けた後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、申請事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

（支援金の返還）

第 16 条 知事は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合においては、当該取消に係る部分に関し、期限を定めて返還を命じるものとする。

（状況報告及び調査）

第 17 条 知事は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて申請事業者に対してその報告を求めるとともに、関係する物件及び書類等について調査を行うものとする。

- 2 申請事業者は、本事業の完了後であっても、都の求めに応じて、報告及び調査の依

頼に協力するものとする。

（書類の整備等）

第 18 条 申請事業者は、支援金に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

3 申請事業者が法人の場合で、前項に規定する証拠書類等の保管期限が満了する前に当該法人が解散したときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（その他）

第 19 条 本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。